

○みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付要綱

令和2年12月21日

告示第134号

改正 令和3年8月31日告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住検討のための視察やテレワーク及びワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する町外者に対し、予算の定める範囲内においてレンタカーの借上料の一部を補助するものとし、その交付については、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、レンタカー事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町外に住所がある者
- (2) 本町への移住検討のための視察又はテレワーク及びワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、1回当たりの視察又はテレワーク施設の利用につき、1日3,000円を最大3日間までとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（2人以上で利用する場合は、代表者に限る。）は、レンタカーを借上した日の属する年度の末までに、みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否をみなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月21日から施行する。

附 則（令和3年8月31日告示第134号）

この告示は、令和3年9月1日から施行する。